

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學と立川市共催の日本最初の司書教諭講習会

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須永, 和之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000702

國學院大學と立川市共催の 日本最初の司書教諭講習会

須 永 和 之

1. はじめに

昭和 28 年 8 月 8 日に学校図書館法が制定されて、翌年の昭和 29 年から学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭の養成が開始された。国と文部省が実施したのは教職養成課程のある国立大学 2 大学、東日本会場が東京学芸大学、西日本会場が大阪学芸大学で、昭和 29 年 8 月に実施された。これに対して、いわゆる第二会場として私立大学でも司書教諭講習が実施された。昭和 29 年 5 月から全国に先駆けて國學院大學と立川市教育委員会（立川市教育庁）が主に三多摩地域の教員を対象に司書教諭講習を共催した。

國學院大學と立川市教育委員会が共催で実施した司書教諭講習は、昭和 29 年 8 月 6 日に定められた学校図書館司書教諭講習規程よりも早く開始されたためか、國學院大學の校史には記述がみられたが、図書館情報学の学会・研究会で話題に上ることもなく、関連書でも取り上げられることも少なく、顧みられることもなかった。

今回、國學院大學の校史・学術資産研究センターで当時の司書教諭養成講習会参加者名簿が発見され、参加した受講者が勤務する学校が判明したことで、東京都三多摩地域の学校図書館の状況が明らかになった。それと同時に司書教諭講習が抱えていた講師と開講科目の問題が浮き彫りになった。

2. 学校図書館の専任教員の必要性

昭和 20 年に太平洋戦争が終わり、日本は米国の占領下におかれた。昭和 21 年 3 月 4 日、米国から第一次教育使節団が来日し、同年 4 月 8 日、日本

の教育改革についての報告書を発表した。昭和22年3月、教育基本法、学校教育法が公布されて、同年4月から小学校と中学校の6・3制が始まった。

この間、文部省と連合国軍総司令部のCIE（民間情報教育局）が学校図書館の運営と活用のハンドブックとなる冊子を編集することとなり、「学校図書館の手引」の編集委員会が発足した。昭和23年12月15日に『学校図書館の手引』は文部省より発行された。『学校図書館の手引』の日本側の執筆者について、中村百合子は東京大学教育学部図書館情報学研究室蔵の戦後図書館情報学文書の「『学校図書館（室）運営の手引』目次案」から、深川恒喜、鳥生芳夫、加藤宗厚、阪本一郎らが関わったことを確認している⁽¹⁾。

『学校図書館の手引』の編集を進める過程で諸問題が発生して、その解決のために文部大臣の諮問機関が必要とされ、昭和23年7月に「学校図書館協議会」が発足した。委員は次のとおりで河井博が委員長、鳥生芳夫が副委員長になった⁽²⁾。

秋岡五郎（都立深川図書館）、荒井積子（北多摩郡東村山中学校）、有山崧（日本図書館協会）石井正（都立第九高校）、石井キクノ（都立第三女子高校）、緒方富雄（東京大学）、落合矯一（都立第九高校）、片岡並男（板橋区赤塚小学校）、勝田道（精華中学校）、河井博（東京大学）、柄沢日出雄（慶應義塾大学）、木村清（港区南山小学校）、久米井東（港区氷川小学校）、阪本一郎（東京第一師範）、佐藤真（千葉興風会図書館）、佐野友彦（世田谷区梅丘中学校）、椎野正之（都立日本橋高校）、田中不二雄（日教組）、鳥生芳夫（板橋区上板橋第一中学校）、滑川道夫（成蹊小学校）、中山敏男（目黒区油面小学校）、加藤宗厚（上野図書館）、野村正二（日本出版協会）、稲鎌忠恕（日本出版協会）、松尾弥太郎（目黒区緑が丘小学校）、松本賢治（神奈川師範）、深山隆（江東区深川第三中学校）、八並誠一（千代田区立西神田小学校）、茂木袈裟雄（葛飾区第二中学校）、森清（上野図書館）、渡辺正（東京第一師範付属小）（筆者注：下線を引いた人は、國學院大學と立川市共催の司書教諭講習で講師を務めた。）

この委員会は総会7回、小委員会16回を開き、昭和24年7月の総会で「学

校図書館基準」を決議し、同年8月5日に文部大臣へ次の建議書⁽³⁾を添えて上申した。

建議（文部大臣宛）

学校図書館協議会委員長 河井 博

昭和二十四年八月五日

- 一、学校長教職員及び司書教諭に対して、学校図書館についての理解と技術の普及を図ること。
- 一、司書教諭の職制を確立し、その免許制度を設置すること。
- 一、教員養成大学に図書館学の講座を設けること。

昭和24年、文部省主催の学校図書館講習協議会が東日本会場・千葉県鴨川町長狭高校、西日本会場・奈良県天理市天理図書館で開催されて、東西の両会場それぞれ文部大臣あての要請書が決議された。東日本学校図書館講習協議会の要請書（その一）⁽⁴⁾には、以下のように現職教員の「学校司書」の養成と講習会の早急な実施が求められた。

- 一、学校図書館の費用を国庫支弁すること。
- 二、学校図書館に専任司書をおくこと。
- 三、学校図書館設置基準を法制化すること。
- 四、学校司書を養成すること。
 - イ、教員養成機関に図書館講座を必須単位として履修せしむること。
 - ロ、現職教員を司書とするため、早急な講習会を開くこと。

昭和二十四年二月十七日

東日本学校図書館講習協議会参加者一同

文部大臣 高瀬荘太郎殿

西日本学校図書館講習協議会の要請書（その二）⁽⁵⁾には、以下のようにさらに具体的な「専任司書並びに事務員」の設置、現職教員の「学校司書」の養成と「必要にして充分な」講習会のさらなる緊急な実施が求められた。

- 一、学校図書館の費用を公費支弁とし、その画期的増額をなすこと。
- 二、学校図書館に専任司書並びに事務員をおくこと。

三、学校司書を養成すること。

イ、教員養成機関に図書館講座を必須単位として履修せしむること。

ロ、現職教員を司書とするため必要にして十分な講習会を緊急に開くこと。

四、学校図書館設置基準を法律化すること。

昭和二十四年三月四日

西日本学校図書館講習協議会参加者一同

文部大臣 高瀬荘太郎殿

その後も昭和24年3月26日に日教組から同様の「要望書」が文部大臣に提出された。昭和25年2月27日、全国学校図書館協議会が結成されて、2月28日から3月1日まで全国大会が開催された。全国大会の最終日の3月1日には参加者一同の名で「要請書」⁽⁶⁾が文部大臣、大蔵大臣、衆・参両院議長に提出された。

学校図書館充実に関する要請書 昭和二十五年三月一日

全国学校図書館協議会会長 久米井 東

全国学校図書館協議会結成大会 参加者一同

一、学校図書館基準を法制化すること。

一、専任司書並びに事務助手をおくこと。

1、専任司書は最低一人、児童生徒一千人を超える場合、更に一名を加える。

2、専任助手は、児童生徒五百人につき一人。

一、司書教諭を養成すること。

1、教員養成機関に図書館学講座を必修単位として履修させること。

2、現職教員を司書とするため早急な講習会を開くこと。

ここで掲げた文部省、大蔵省、衆・参両院議長へ提出された「要請書」「要望書」では、「現職の教員を司書とする」講習会を開くことが求められている。また「学校司書」「専任司書」「事務員」「事務助手」とさまざまな呼称の専任・専門職員を置くことが求められている。学校図書館を担当する専門・専任教

員と、事務職員について、学校図書館法制定まで区別する用語が定着することはなかった。

昭和25年4月30日、公立・私立図書館に関する図書館法が制定・公布され、公立・私立図書館の専門職員として「司書」が規定されると、「司書教諭」の養成が意識されるようになった。

昭和26年6月6日から8日まで京都で開催された全国学校図書館協議会の第二回全国研究大会では「公共図書館のものまねに終始する学校図書館ではなく、あくまで学校教育の立場において独自の道をきり拓こうという方向に」研究の基礎が据えられた。

大会3日目に文部省、大蔵省、衆・参両院議長あてに提出された要請書⁽⁷⁾には、次のように「司書教諭」の養成が求められている。

要請書

学校図書館の設備充実は、わが国教育の成否に関する重要事であることを思い、さきに

- 一、学校図書館の経費を公費支弁とすること。
- 二、学校図書館基準を法制化すること。
- 三、専任司書教諭ならびに専任事務助手をおくこと。
 - 1、専任司書教諭は最低一人、児童生徒一千人を越える場合に一名を加える。
 - 2、専任助手は、児童生徒五百人につき一人おくこと。
- 四、司書教諭を養成すること。
 - 1、教員養成機関に図書館学講座を必修単位として履修させること。
 - 2、現職教員を司書教諭とするため早急な講習会を開くこと。
 - 3、通信教育による司書教諭養成の方策を考慮されたいこと。
- 五、学校図書館の経営を能率化するため印刷カードの配布をすること。
- 六、図書館用品を教育用品として免税とすること。
- 七、教育委員会に学校図書館系の専任指導主事をおくこと。

昭和二十六年六月九日

全国学校図書館協議会会長 久米井 東

第二回全国研究大会参加者一同

こうして現職教員を司書教諭とする講習会の必要性が見出されてきた。

3. 学校図書館法制定と司書教諭講習

昭和 28 年 8 月 8 日学校図書館法（法律第 185 号）は議員立法によって成立し、公布された。

学校図書館法

（司書教諭）

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭をおかなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

学校図書館法の翌年の昭和 29 年 8 月 6 日に学校図書館司書教諭講習規程（以下、講習規程）を文部省令として定めた。

表 1. 司書教諭講習規程科目の単位数と免除および読み替え規程⁽⁸⁾

科目名	単位数	司書講習科目との読み替え（附則 3）	経験 2 年での免除（附則 5）	経験 4 年での免除（附則 5）
学校図書館通論	1	—	有	有
学校図書館の管理と運用	1	図書館実務及び図書館運用法	有	有
図書を選択	1	図書選択法	有	有

図書の整理	2	図書目録法及び 図書分類法	—	—
図書以外の資料の 利用	1	視聴覚資料	—	有
児童生徒の読書活 動	1	児童に対する 図書館奉仕	有	有
学校図書館の利用 指導	1	—	—	有

昭和 29 年の講習規程によると、上記のように学校図書館での経験が 2 年であれば 4 科目免除されて 3 科目（「図書の整理」「図書以外の資料の利用」「学校図書館の利用指導」）の受講、経験が 4 年であれば 6 科目免除されて 1 科目（「図書の整理」）の受講で司書教諭資格が取得できた。

昭和 29 年度の司書教諭講習は国立大学で教員養成課程がある大学で実施された。第 1 回司書教諭講習は東京会場として東京学芸大学、大阪会場として大阪学芸大学（現在の大阪教育大学）で開始された。開講期間は 8 月 15 日から 31 日であった。最終的な講習受講者は東京会場で 633 名、大阪会場では 284 名であった。司書教諭講習修了証交付数は東京学芸大学で 621、大阪学芸大学では 273 であった。

表 2. 第 1 回司書教諭講習実施カリキュラムおよび講師⁽⁹⁾

東京学芸大学		大阪学芸大学（現在、大阪教育大学）	
科目名	講師	科目名	講師
図書以外の資料の活用	深川恒喜（文部事務官）、浦田武夫（東京大学講師）	学校図書館通論及び管理運用	三輪計雄（大阪学大助教授）、芝野庄太郎（同上）
学校図書館の利用指導	阪本一郎（東京学大教授）、渡辺正（東京学大附属小）、新国重人（同上）	図書の選択	竹林熊彦（天理大学講師）、酒井忠雄（大阪学大助教授）

図書館整理	後藤純郎（日本大学文学部講師）、鈴木英二（船橋高校教諭）、藤川正信（慶應大学図書館学校講師）	図書館の整理と図書以外の資料	仙田正雄（天理大教授）、尾原淳夫（大阪市指導主事）、木寺清一（大阪府立図書館司書部長）、三輪計雄（大阪学大助教授）助手 [として]、肥塚篤次（大阪学大附属図書館）、有本直三（同上）
		読書指導と図書館教育	西脇英逸（大阪学大教授）、岸本末彦（同上）、彌吉菅一（大阪学大助教授）、酒井忠雄（同上）、芝野庄太郎（同上）、尾原淳夫（大阪市指導主事）

昭和30年度の司書教諭講習は14の国立大学で7月から8月の夏季に実施された。講習期間は15日から17日であった。講習期間が約2週間だったことから、講習規程の経験年数による免除科目を除いて、講習科目は2科目あるいは3科目だったと考えられる。

表3. 昭和30年度司書教諭講習の実施大学・講習期間・受講者数⁽¹⁰⁾

実施大学名	講習期間	受講者数
北海道学芸大学	8月8日～8月26日	約100名
東北大学	8月10日～8月28日	同上
千葉大学	7月25日～8月11日	同上
東京学芸大学	8月8日～8月23日	同上
横浜国立大学	7月18日～8月10日	同上
新潟大学	7月25日～8月10日	同上
新潟大学高田分校	7月25日～8月10日	同上
福井大学	7月31日～8月15日	同上

信州大学	7月25日～8月9日	同上
愛知学芸大学	8月1日～8月18日	同上
京都学芸大学	7月23日～8月15日	同上
山口大学	8月6日～8月24日	同上
香川大学	8月1日～8月20日	同上
九州大学	7月25日～8月11日	同上
宮崎大学	8月1日～8月27日	同上

一方、私立大学でも司書教諭講習が昭和29年度と昭和30年度に実施された。昭和29年度は國學院大學と東洋大学、昭和30年度は東洋大学、鶴見短期大学、専修大学、愛知学院大学、関西大学、京都女子大学等が司書教諭講習を実施した⁽¹¹⁾。昭和29年に東洋大学は司書・司書補講習を継続実施（4月より1期6ヵ月）した⁽¹²⁾。司書・司書補講習は司書教諭講習とは異なるが、一部の科目が読み替え科目となっている。『学校図書館速報版』によれば、東洋大学は昭和29年8月に関東・東北3会場（石岡、仙台、弘前）、同年9月から東京会場（東洋大学）、同年12月から翌年2月まで関東・東北6会場（弘前、仙台、水戸、宇都宮、佐野、東京）で司書教諭講習を開催した⁽¹³⁾。

4. 東京都の学校図書館の状況

学校図書館法制定前の東京都の学校図書館を概観する。

『東京都の教育 昭和27年年報』によれば、昭和27年7月31日現在の調査で回答のあった学校の報告書に基づく分析が掲載されている。未回答の学校が相当あるため、項目に変更があるとする⁽¹⁴⁾。

設備と蔵書の点で高校と小中学校では「格段の相違がある」という叙述が見られる。高校の場合は新設または戦災学校を除けば、図書館または図書室もあり、蔵書量も相当にあるが、小中学校は十分とは言えない状況であった。小中学校の場合、旧市地域（明治22年から昭和18年までの東京市）で戦災を受けなかった地域、復興が早かった地域、区市町村あるいはPTAの協力が高い地域は整備状況が優れているとして、区部では千代田区、中央区、港

区、台東区、豊島区、中野区は良好で、三多摩では武蔵野市、青梅市、三鷹市、小金井市は「相当充実」しているとする。

高等学校 115 校の内、97 校から回答があり、学校図書館の未設置校は 10 校、図書館を有する学校は 8 校、図書館に準ずる図書室を有する学校は 11 校、その他は 68 校であった。蔵書は生徒 1 人当り蔵書数の平均は 3 冊、フィルム、スライド、レコード等を多く持っている学校は 8 校であった。職員は専任(司書教諭)を置く学校は 1 校、専任事務員を置く学校は 50 校(手当は年 1 人に 5~7 万円)、2 人の事務員を置く学校は 3 校であった。回答のあった都立の高等学校では、ほぼ半数近くの学校に専任の事務職員が置かれていた。

表 4. 中学校の集計 370 校中、回答のあった 217 校の集計 (昭 27 年 7 月 31 日現在)

区名・郡名	図書館(室)がある場合	生徒一人当たりの冊数	専任司書か兼任か
練馬	50%	2.0	兼任
杉並	50%	2.0	兼任
豊島	65%	2.0 弱	専任事務員(大塚中)
文京	65%	2.0	兼任
北	50%	1.0	兼任
板橋	80%	1.2	兼任
足立	60%	1.0	兼任
荒川	35%	0.7	事務(十一中)
葛飾	50%	1.0	兼任
江戸川	20%	0.7	兼任
墨田	55%	1.0	兼任
江東	50%	1.0	兼任
千代田	90%	2.0	事務(今川中)
品川	65%	1.5	兼任
中央	50%	1.5	兼任
中野	80%	1.0	兼任
世田谷	50%	1.5	事務(千歳)
台東	90%	1.5	兼任

港	50%	1.5	兼任
大田	50%	1.0	兼任
目黒	50%	1.5	兼任
新宿	70%	1.5	事務（四谷二中）
渋谷	60%	1.0	兼任
西多摩	50%	2.0	事務（西多摩中）
北多摩	50%	1.8	兼任
南多摩	50%	1.5	兼任

表5. 小学校の集計 730 校中 回答校 454 校の集計 (昭和 27 年 7 月 31 日現在)

区名・郡名	図書館（室） がある場合	児童一人当 りの冊数	専任司書か兼任か
中野	30%	0.8	(専) 啓明、野方、江古田
豊島	60%	1	(専) 椎名町、長崎、駒込
文京	50%	0.8	兼任
北	20%	0.4	(専) 赤羽
千代田	90%	1.5	兼任
中央	45%	0.8	(専) 久松、城東
港	70%	1.5	(専) 氷川、赤羽、白金、麻布、 青南
台東	80%	1.0	(専) 柳北、田原
品川	10%	0.5	兼任
大田	50%	0.5	(専) 矢口東、調布、大塚
目黒	70%	0.8	(専) 向原、緑が丘
世田谷	45%	0.8	兼任
渋谷	50%	0.7	PTA 西原
新宿	45%	0.7	四谷五
練馬	50%	0.8	兼任
杉並	70%	0.6	(専) 杉並二、三、四、五、 高井戸
板橋	20%	0.6	兼任

江東	50%	0.7	兼任
墨田	50%	0.3	兼任
荒川	20%	0.5	兼任
江戸川	10%	0.4	兼任
足立	50%	0.4	(専) 弘道
葛飾	40%	0.3	兼任
北多摩	50%	1.0	(専) 三鷹三、武三、西砂川
西多摩	70%	1.8	兼任
南多摩	30%	0.7	(専) 鶴川

千代田区は小中学校での学校図書館の設置率90%と高く、台東区も学校図書館の設置率は中学校で90%、小学校で80%と高い。江戸川区は小中学校の学校図書館の設置率がきわめて低い。ばらつきは見られるが、学校図書館の設置50%前後の区が多くみられる。それに対して三多摩地域は中学校での学校図書館の設置率は50%、小学校での学校図書館の設置率は北多摩で50%、西多摩で70%、南多摩で30%であった。あくまでも回答のあった学校の集計であり、学校図書館が無かった学校でも、廊下に書架を配置して図書を並べる、学級文庫を設置するという工夫をしているところもあったと考えられる。

5. 國學院大學と立川市共催の司書教諭講習

昭和29(1954)年5月8日から8月20日まで國學院大學と立川市教育委員会(参加者名簿には「立川市教育庁」とあった)との共催で「司書教諭養成講習会」が立川市第一小学校で実施された。国立大学の東京学芸大学、大阪学芸大学が同年の8月15日から8月31日に、東洋大学が石岡、仙台、弘前で同年8月に、東京で同年9月から、司書教諭講習を開始したことから、國學院大學と立川市の司書教諭講習は日本で最初の司書教諭講習であったことがわかる。

東京学芸大学、大阪学芸大学が夏季休業期間、いわゆる学校の夏休み中に行っていたが、國學院大學と立川市教育委員会の講習は5月8日から始まっている。昭和29年5月8日は土曜日であったことから、夏季休業期間以外は土曜日に開講されていたことと考えられる。

参加者名簿では、講師は以下の10名であった。

藤井貞文	国学院大学教授	文学博士	上野図書館員
佐野大和	国学院大学司書		
彌吉光長	上野図書館整理課長		
森 清	上野図書館整理課	国立国会図書館司書	
服部金太郎	文部省図書館	職員養成所教官	
小川 昂	日本放送協会ラジオ局	音楽部資料課長	
柿沼 介	国立国会図書館	図書館学資料室	
樋口清之	国学院大学教授	大学図書館館長	
落合矯一	都立新宿高校長		
滑川道夫	成蹊小学校主事		

『國學院大學百年史下巻』によれば、それぞれの担当科目は「本学教授藤井貞文（図書館通論）、同樋口清之（郷土資料）、本学図書館司書佐野大和（図書館利用指導法・学校図書館実務）、国会図書館司書彌吉光長（図書選択法）、同森清（図書分類法）、同柿沼介（特殊資料）、図書館職員養成所教官服部金太郎（図書目録法）、NHK資料部長小川昂（レコードの整理）、成蹊学園教育研究所滑川道夫（読書指導）、都立新宿高校長落合矯一（視聴覚資料）」⁽¹⁵⁾であった。

國學院大學と立川市の司書教諭講習会の講師10名のうち、藤井貞文、弥吉（彌吉）光長、森清、服部金太郎、柿沼介の5名が国立国会図書館、上野図書館、文部省図書館の職員・経験者であり、図書館学の知識、技術を教授する点でも国立大学の2会場と比べて遜色なかったと思われる。前述したように、落合矯一、滑川道夫、森清は、昭和23年『学校図書館の手引』の編集に際して諸問題を検討にあたった文部大臣の諮問機関だった学校図書館協

議会の委員であった。森清（もり・きよし）は日本十進分類法の考案者であり、服部金太郎は図書館職員養成所の教官であった。当時、日本放送協会（NHK）の音楽部資料課長であった小川昂は音楽資料に関する図書館職員としては先駆的であり、学校図書館法第2条に示された「視覚聴覚資料」、すなわち図書以外の資料に関する教授者として最適任者であったと考えられる。講習会当時、成蹊小学校主事であった滑川道夫は、後に東京成徳短期大学教授、東京教育大学教授を歴任して、国語教育、児童文化を研究した。読書指導の第一線の研究者であり、実践家であった。

昭和28年8月の学校図書館法制定直後に、全国学校図書館協議会は司書教諭講習の科目案を示していた。当時の文部省は参議院文教委員会で科目の単位数を4～8単位程度と示していたが、全国学校図書館協議会は8～12単位を主張していた。わずか4単位で司書教諭の資格が取得できるのはありえないとして、妥協案として8～10単位を示していた。想定する科目として10科目を提示した⁽¹⁶⁾。

昭和29年8月に実施された東京学芸大学の講義科目が「図書以外の資料の活用」「学校図書館の利用指導」「図書館整理」の3科目、大阪学芸大学の講義科目が「学校図書館通論」「図書の選択」「図書の整理と図書以外の資料」「読書指導と図書館教育」の4科目であったことから、國學院大學と立川市教育委員会では11科目を開講しており、現時点では実際の講義内容は全く分からないが、国立大学2大学の講習とは違って科目数は多く、かなり充実した講習であったと考えられる。

表6. 昭和29年の司書教諭講習科目の対照表

全国学校図書館協議会案	國學院大學・立川市教育委員会	学校図書館司書教諭講習規程	東京学芸大学	大阪学芸大学
学校図書館概論	図書館通論	学校図書館通論		学校図書館通論及び管理運用
学校図書館実務	学校図書館実務	学校図書館の管理と運用		

図書館資料 (選択も含めて)	図書選択法	図書の選択		図書の選択
分類	図書分類法	図書の整理	図書館整理	図書の整理と図 書以外の資料
目録	図書目録法			
	郷土資料	図書以外の資料 の利用	図書以外の資料 の活用	
	特殊資料			
視聴覚資料	レコードの整理			
	視聴覚資料			
読書指導 (読書 心理を含めて)	読書指導	児童生徒の読書 活動		読書指導と図書 館教育
図書館教育	図書館利用指導 法	学校図書館の利 用指導	学校図書館の利 用指導	
青少年文献				
学校図書館施設				

『國學院大學百年史下巻』には司書教諭講習会の参加者は156名とあるが、今回発見された参加者名簿(昭和29年8月20日)によれば墨で消された参加者が3名いたので、講習会最終日まで参加したのは153名であったと考えられる。

参加した153名のうち、氏名から性別が分かる者149人を抽出して判別した結果、35名(約22.9%)が女性で114名が男性(約74.5%)だった。女性に対して男性が約3倍だった。

『國學院大學百年史下巻』には「三多摩(西多摩・北多摩・南多摩郡)地区の小・中・高等学校の教員の国語科・社会科の教員」とあるが、区部の学校の教員も参加していた。また、参加者名簿には参加者の住所が記載され、三多摩地域の学校に勤務する山梨県、埼玉県、神奈川県に居住する教員も参加していた。153名の中には所属する学校が記載されていない者が1名いる。退職者か、教員免許を修得して就職を希望していた者かは不明である。

校種別の参加者数は、小学校103名、中学校42名、高等学校6名、私立の中高一貫校(武蔵野女子学院中学校・高等学校、現在の武蔵野大学中学校・高校)1名であった。

参加者名簿には担当する教科の記載はなく、校史に「国語科・社会科」と

あっても不明である。小学校の教員が圧倒的に多く、全教科を担当することから、中学校と高等学校の教員には国語科と社会科の教員が多くいたであろうと推測される。

参加者名簿から判明した所属する学校（公立の小学校と中学校）の所在地別の参加者数は表7に示した。現在、特別区の杉並区、中野区は、明治時代に東多摩郡であり、明治29年に東多摩郡と南豊島郡が合併して豊多摩郡となり、昭和7年に東京市に編成されて区となったので、歴史的経緯から多摩地域と考えられていたと推測される。もっとも杉並区と中野区は三多摩地域に近接する。また千代田区の中学校教員は武蔵野市に居住していたことから、この司書教諭講習会に参加したと考えられる。表7は同じ学校から複数名参加した例もあるので、学校数ではないことを断っておく。

表7. 國學院大學・立川市教育委員会の参加者の学校所在地・校種別の人数

区市郡	現在	当時	参加者数合計	小学校	中学校
区	千代田区	千代田区	1		1
	杉並区	杉並区	5	5	
	中野区	中野区	2	2	
市	昭島市	昭島市	4	4	
	立川市	立川市	13	9	4
	武蔵野市	武蔵野市	2	2	
	青梅市	青梅市	9	7	2
	八王子市	八王子市	22	13	9
	府中市	府中市	9	6	3
北多摩郡	小金井市	小金井町	1	1	
	国分寺市	国分寺町	3	2	1
	小平市	小平町	6	6	
	立川市	砂川町	2	2	
	調布市	神代町		1	1
調布町			4	3	1

北多摩郡	西東京市	保谷町	2	2	
	東村山市	東村山町	2	2	
	武蔵村山市	村山町	2		1
南多摩郡	稲城市	稲城村	2	2	
	多摩市	多摩村	1	1	
	日野市	日野町	6	4	2
		七生村	2	2	
	町田市	町田町	2	2	
		忠生村	1	1	
		堺村	2		2
	八王子市	恩方村	3	2	1
		横山村	2	1	1
		元八王子村	3	2	1
		浅川町	1		1
		川口村	2	2	
		由井村	2	1	1
		由木村	1	1	
西多摩郡	あきる野市 ←五日市町 秋川市	五日市町	2	1	1
		戸倉村	2	1	1
		増戸村	1	1	
		西秋留村	1		1
		東秋留村	1	1	
	奥多摩町	古里村	1		1
	羽村市	西多摩村	1	1	
	日の出町	日の出町	1		1
	檜原村	檜原村	1		1
	福生市	福生町	4	3	1
	瑞穂町	瑞穂町	4	3	1
	青梅市	三田村	2	1	1
		吉野村	2	1	1
*私立		3	2	1	
合計		146	103	43	

* 私立学校は国立学園小学校1名、国立音楽大学附属小学校1名、武蔵野女学院1名

参加者の中で当時の八王子市の小中学校の教員が22名と最も多く、昭和30年代の市町村合併、いわゆる昭和の大合併で八王子市に編成された町村からの参加者14名を含めると36名にもなる。次に多いのは主催地であった立川市の小中学校の教員13名で、やはり昭和の市町村合併で立川市に編成された砂川町の小学校教員2名を含めると15名であった。市では青梅市と府中市がそれぞれ9名、町では小平町と日野町（現在の小平市と日野市）がそれぞれ6名の参加があった。人数が少ないが、とりわけ西多摩郡の町村から参加者がいたことを考えると司書教諭の資格取得への要求が高かったことがうかがえる。

学校図書館法が制定された昭和28年は町村合併促進法が制定されて、いわゆる昭和の市町村大合併が始まった年である。

昭和の大合併は、この新しい役割に対応できる市町村を作り上げるために行われたものである。特に、市町村にとっては、中学校の運営が大きな負担となった。そのため、中学校の設置・管理を効率的に行うために必要とされた人口規模である約8,000人以上を標準として、全国的に市町村の合併が進められたのである。

昭和の大合併は、特別法を制定して行われた。すなわち、1953年に町村合併促進法が制定され、1953年から1956年の3年間で集中的に合併が行われた。そして、その間に合併できなかった町村に対して、1956年制定の新市町村建設促進法に基づき、さらに1956年から1962年にかけて合併が進められたからである⁽¹⁷⁾。

日本全国で昭和28（1953）年に9,868あった市町村は、町村合併促進法が失効した昭和31（1956）年に3,975、新市町村建設促進法の合併促進規定が失効した昭和36（1961）年に3,472と3分の1となった。市町村合併で新しく開校する小学校、義務教育となった新制の中学校で学校図書館を担当する司書教諭が必要となることが想定されて、講習会での養成が急務とされたこともある。

なお、國學院大學は司書教諭講習会に先立つ昭和26年には東京都の斡旋

で立川市教育委員会の協賛により、都下の五市三郡を対象に校長講習会（会場、立川市立第二中学校）を開催した⁽¹⁸⁾。講師は馬場四郎（教育社会学社会教育）、友田不二夫（教育評価）、清原道壽（教育指導学校衛生）、江橋慎四郎（学校財政）、青木孝頼（学校評価）、佐野大和（図書館法規）の諸氏が担当、翌27年4月同講習会（会場立川市立柴崎小学校）を開催し、五百名を超える盛況であった。昭和27年の講習会で同じ科目が開講されたかは判然としないが、昭和26年の校長講習会では、國學院大學図書館司書の佐野大和氏が「図書館法規」を担当していることから、すでに司書教諭講習会を念頭において実施したことが考えられる。國學院大學と立川市教育委員会は校長講習会を通じて繋がりを持っていた。

6. 司書教諭講習の問題点

前述したように昭和29年に実施された国立大学の司書教諭講習は、講習規程の経験年数による免除科目を踏まえて、東京学芸大学が3科目、大阪学芸大学が4科目であった。昭和30年に実施された国立大学の司書教諭講習は約2週間だったことから、免除科目を除いた2～4科目の講習科目だったと考えられる。國學院大學と立川市共催で行った司書教諭講習会は11科目で、講習規程の「図書以外の資料の利用」については「郷土資料」「特殊資料」「レコードの整理」「視聴覚資料」と4科目に拡充されたが、講習規程の7科目に対応して実施された。

各科目の講習内容は講習責任者である実施大学が決定するが、当時の大学では学校図書館に関する研究が行われてこなかったことから、昭和29年に国立2大学で司書教諭講習を実施した結果、二つの反省点が見出された⁽¹⁹⁾。

- a あまりにも、講師により講義の内容が異なり、内容の統一にかうらみがある。－講義内容の不統一
- b あまりにも現実から遊離された講義で、実際の学校図書館運営に役立たないきらいがある。－講師の選定

昭和29年に東京と大阪の国立2大学で行われた司書教諭講習の反省から、

日本教育大学協会第二部図書館学部会では全国の大学に照会して講義要綱に関する意見を求めて編集して、昭和30年7月に全国学校図書館協議会から『学校図書館司書教諭講習講義要綱試案』が刊行された。また翌年の昭和31年6月には『学校図書館司書教諭講習講義要綱改訂試案』が出版された。どちらもA5判の100ページに満たない小冊子で、講習規程に基づく7科目の講義内容が示されている。講習規程に7科目が示されたにもかかわらず、3科目、4科目のみの開講で受講者の不満が募ったと考えられる。

講師の選定に関しては、今日でも非公式であるが頻繁に話題になる。司書教諭講習では専門外の講師が担当する 경우가少なくない。教職課程を担当する大学教員が図書館情報学の研究経験がないにもかかわらず司書教諭講習の講師を担当する場合、図書館情報学の研究経験、つまりは図書館情報学に関する論文を作成した実績があるにせよ、学校図書館については専門外で講師を担当する場合もあり、きわめて悩ましい問題である。大学が多く集中する首都圏、名古屋、大阪、京都などの大都市であれば、講師を依頼できるが、地方都市の大学では学校図書館を専門とする講師の依頼が困難である。

國學院大學と立川市共催の司書教諭講習では、講師10名のうち、5名が国立国会図書館（上野図書館、文部省図書館を含む）の職員（または経験者）で、小川昂は日本放送協会の音楽部資料課長で音楽資料の専門家と、図書館の実務経験と学識を兼ね備えていた。また森清、落合矯一、滑川道夫の3名は「学校図書館の手引」の検討を行った「学校図書館協議会」の委員でもあった。國學院大學と立川市共催の司書教諭講習の受講者の反応は残っていないので想像するしかないが、少なくとも科目数は講習規程の7科目を充足して、学校図書館の専門家ばかりとは言い難いが、図書館の実務経験が豊富で図書館学に関しての研究歴のある講師が多かったことから、厳しい意見は少なかったかと思われる。

國學院大學と立川市共催の司書教諭講習の講習科目が講習規程の7科目を充足していたことは、学校図書館の経験年数が2年ないしは4年に満たない参加者にとって好条件であったと考えられる。受講期間が5月から8月と

およそ三カ月余りだったが、時間を惜しんで参加しても、学校図書館での経験年数が満たないために必要な単位数と資格が取得できなかったのでは元も子もない。

昭和 20 年太平洋戦争の終戦から 9 年近く経ったとしても、戦火の傷跡は残っており、昭和 27 年の時点でも学校の校舎の修復に追われる地域が東京都には残っていた。三多摩地域の小中学校には学校図書館を設置していない学校が半数近くもあったので、学校図書館での経験を積もうにも積むことはできなかったと考えられる。文部省が行った悉皆統計（昭和 29 年 10 月 5 日現在）の学校図書館の設置率は以下である。東京都は全国の設置率よりも上回っていた事が分かるが、それでも小学校では約 30%、中学校では約 20% の学校に学校図書館が無かった。

表 8. 学校図書館の設置率⁽²⁰⁾

区分	小学校		中学校		設置率	
	学校総数	設置校数	学校総数	設置校数	小学校	中学校
総数	26,590	15,960	12,985	9,112	60.0	70.3
東京	923	648	399	329	70.9	82.5

主任者の勤務状況（これも昭和 29 年に文部省が行った悉皆統計と考えられる）で、専任者は全体の学校を合わせて 464 人にすぎず、40,408 人の 99% が兼任者であった⁽²¹⁾。主任者の経験年数については表 9 に示した。

表 9. 主任者の経験年数

経験年数	小学校	中学校	高校（公立）
2 年未満	63%	54%	43%
4 年以上	13%	19%	29%

2 年未満の者が相当数いることを考えると、国立 2 大学で行っている司書教諭講習では受講して資格を取得できる対象者が限られる。國學院大學と立川市共催の司書教諭講習であれば、経験年数が 2 年未満であっても、また学

校図書館が未設置であっても、講習規程で定められた単位数を充足して取得できるので、三多摩地域の受講者にとっては僥倖といっても言い過ぎではなかったと思う。

講習会場が立川市立第一小学校であったことは、三多摩地域の参加者にとって好都合だった。立川駅には当時、国鉄の中央線が通っており、青梅線とその支線の五日市線、南武線の始発駅だった。また、北多摩地域からはバス路線が充実しており、今日においても三多摩地域の交通の要衝である。中央線で八王子方面の参加者が、青梅線と五日市線で青梅市・西多摩郡方面の参加者、南武線で府中方面の参加者が通いやすかったと考えられる。

國學院大學と立川市共催の司書教諭講習は、文部大臣の委嘱がなされていないまま実施された。東洋大学をはじめとした私立大学での司書教諭講習は、文部大臣からの委嘱を受けた国立大学の第二会場として実施されたが、委嘱された大学の認定により文部省に報告された⁽²²⁾。そのため、全国学校図書館協議会へ国立大学と私立大学開催の司書教諭講習の違いについての問い合わせがあった。これらの質問に対する回答として『学校図書館速報版』では次のように説明された。「別に講義内容、修了後の資格に変わりはありません。国立大の場合は文部省の委嘱による（学図法第5条）の場合が多く、4単位講習（8単位中）が主で、私立は規程付則2項によつています。」⁽²³⁾

「規程付則2項」とは講習規程の附則2項⁽²⁴⁾であり、以下の内容であった。

2 文部大臣は、受講者のうち、この省令施行の日までに又は施行日以降に大学（文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）附則第十一項に規定する図書館職員養成所を含む。）において、第三条に規定する講習科目の単位に相当する単位等を修得した者については、当該単位等に相当する同条に規定する講習の科目の単位を修得したものとすることができる。

國學院大學と立川市共催の司書教諭講習は、この省令、つまりは講習規程の施行日の昭和29年8月6日よりも前の5月8日から開始されたが、8月20日に終了したので、規程付則2項によって受講者の単位は認められた。

7. 東京都の学校図書館の変化

『東京都の教育 昭和30年版』⁽²⁵⁾によれば、昭和28年に学校図書館法が制定されて、学校図書館の設置が義務となり、法のあるなしにかかわらず、図書館の設置が盛んになり、昭和29年の時点で都内のすべての公立小、中、高校で100%に近い学校図書館の設置があったと叙述されている。しかしながら、「図書館といつても、千差万別であつて、70坪もある広大な独立図書館もあれば、音楽室と併用という姿もあり、更には廊下に戸棚1箇所という姿もみることができる。」とあり、施設の規模に多様性が見られた。

『東京都の教育 昭和30年版』には学校図書館の担当者についての調査結果が示されている。

表 10. 東京都の学校図書館の担当者⁽²⁶⁾

		区分	小学校	中学校	都立高校
			913校	399校	228校
主任者	職名別	司書教諭	21	6	3
		教諭	798	378	188
		その他	12	10	14
		計	831	394	205
		一校当平均	0.91	0.99	0.9
	資格別	司書又は司書教諭の資格のある者	106	54	34
		各資格ない者	725	340	171
	専任兼任の別	専任者	57	7	23
		兼任者	774	387	182

主任者以外の 図書係教職員	教員	司書又は司書教諭の有資格者	65	43	18
		各資格ない者	2,388	738	295
		計	2,453	781	313
		一校当平均	2.7	2	1.4
	事務職員	司書の資格ある者	—	11	7
		司書の資格ない者	19	81	79
		計	19	92	86
		一校当平均	0.02	0.23	0.37

司書教諭は資格の名称であり、学校には図書主任の教諭のほかには図書係教員がいる。

この調査は昭和29年10月10日時点の調査なので、國學院大學と立川市共催の司書教諭講習で資格を取得した教員が含まれるかは判然としない。昭和29年8月に司書教諭講習が終了しているので、大学から文部省に報告があったとしても、直ちに調査に反映されるとはかぎらない。前述した昭和27年の調査よりも学校図書館の担当者（主任者、主任者以外の教職員）が増加したことは明らかである。

この調査では、教員の取得した資格に、図書館法による公共図書館の専門職員の資格である図書館司書資格を含めている。図書館法は社会教育法のもとにあり、学校図書館法は学校教育法のもとにあり、同じ図書館に関する法律でも性質が全く異なる。前述したように講習規程で司書資格科目から司書教諭資格科目へ読み替え科目があったので、司書資格を取得した教員もいとと押し量ることができる。

東京都教育庁指導部が行った『東京都公立学校学校図書館実態調査（昭30.6.15現在）』によれば、学校図書館が無い学校が小学校で約17%、中学校で約12%あり、『東京都の教育 昭和30年版』ではほぼ100%の学校に設置されていると印象を述べられたのとは矛盾する。学校図書館法第3条で学校図

書館の設置が義務となっても、実際には追い付かなかった。

表 11. 区郡市別の小学校実態一覧表（蔵書順に）

区・郡・市	回答校数	児童数	図書館施設				教職員	
			別棟	専用室	無	併用室	専任教諭	事務員
千代田	13	10,898		11		2	1	1
中央	19	16,476	1	15	1	2	2	
豊島	29	32,054	19	2	4	4	5	1
港	27	27,626	1	19	3	4	6	
台東	28	32,226	2	22		4	3	
文京	20	25,114		14	3	3	4	
新宿	33	36,378		20	6	7	2	
墨田	26	34,649		21	2	3	5	
中野	23	31,323	6	10	5	2	2	
目黒	20	28,088	3	15	1	1		
練馬	23	21,967	3	7	4	9	1	
足立	36	44,370	2	28	2	4	6	
渋谷	21	24,419	3	8	4	6	2	
大田	51	68,165	5	28	9	9	5	
世田谷	46	60,047	3	20	7	16	2	
荒川	26	29,492	2	16	5	3	5	
杉並	30	34,509	2	19	5	4	3	
江東	27	32,925	1	17	3	6	1	
江戸川	31	32,761		13	10	8	1	
品川	35	40,017	3	17	6	9		
板橋	33	39,357	1	11	6	15		
北	32	44,461	1	13	12	6		
葛飾	35	39,506		18	13	4	5	
(小計)	664	786,831	58	364	111	131	61	2
西多摩	22	12,874		16	1	5	2	
南多摩	24	15,965		11	7	6	3	
北多摩	42	31,442		24	12	6	4	
(小計)	88	60,281		51	20	17	9	
青梅	10	7,226		10				

調布	8	5,817	1	5		2	2	
武蔵野	11	10,679		8	2	1	2	
八王子	23	16,922	2	10	3	8	1	
立川	6	8,105	1	4		1		
三鷹	6	8,934		5	1		2	
昭島	7	5,615		4		3		
府中	7	7,235		3	2	2		
(小計)	78	70,533	4	49	8	17	7	
合計	830	917,645	62	464	139	165	77	2

表 12. 区郡市別の中学校実態一覧表（蔵書順に）

区・郡・市	回答校数	生徒数	図書館施設				教職員	
			別棟	専用室	無	併用室	専任教諭	事務員
中央	10	6,146		7	1	2		
練馬	12	9,196		4	3	5		
千代田	4	5,119	1	4				2
杉並	19	16,515	1	9	3	6		
豊島	11	13,660	7	1	1	2		1
目黒	11	11,713	1	8	1	1		
世田谷	24	24,247	3	11	4	6	1	
新宿	12	14,558	1	8	1	2		2
文京	10	10,719		5	2	3		
渋谷	7	9,914		4		3		
足立	17	19,604		13	1	3		
台東	12	13,395		7	1	4		
大田	19	27,734	1	12	1	5		1
港	10	10,445		6	1	3		
品川	14	16,405	1	9	1	3		
江東	13	12,514		10	2	1		
葛飾	14	13,809		11	1	2		
板橋	14	15,892	1	6	4	3		
墨田	12	14,721		9		3		
荒川	9	12,221		6	1	2		

江戸川	14	14,497	1	8	2	3		
中野	10	12,291	2	4	3	1		
北	14	17,393		7	3	3	2	
(小計)	292	322,708	20	169	37	66	3	6
西多摩	15	5,842		10	1	4		
南多摩	12	7,247		8		4		
北多摩	16	13,330		12		4		
(小計)	43	26,419		30	1	12		
青梅	7	3,627		6		1		
八王子	12	8,478	2	4	4	2		
府中	3	2,951		2		1		
武蔵野	4	4,467	2	2				
昭島	2	2,278		2				
立川	3	3,558		1	2			
調布	2	2,285		1		1		
三鷹	3	3,448		1	1	1		
(小計)	36	31,092	4	19	7	6		
合計	371	380,219	24	218	45	84	3	6

この実態調査では「専任教諭」と「事務職員」を調査しているので、資格の有無は調査されていない。そのため「専任教員」が司書教諭であるかは判別できない。教員が司書教諭の資格を取得したとしても、校務分掌として発令されない場合があるので、実態調査には現れなかったと考えられる。

8. 國學院大學の図書館学

『國學院大學百年史』によれば、大正9年4月15日大学令による認可を受けて、学則・諸規程を改正した。学則第十条の開設する講義の「丙種（三学年間ニ一回開設スルモノ）」の一つに図書館学があった⁽²⁷⁾。大正12年度に図書館学の兼任講師として植松安が就任した⁽²⁸⁾。植松安は大正3年東京帝国大学文科大学の助教授兼司書官になり、大正12年9月の関東大震災で壊滅的な被害を受けた東京帝国大学図書館の復興に尽力し、南葵文庫からの寄贈にも関わった。昭和4年に台北帝国大学文政学部講師として赴任した。昭

和 21 年、台北から日本へ引き上げる船中で死去した⁽²⁹⁾。

昭和 7 年度から昭和 12 年度まで和田万吉が教授として図書館学を担当した⁽³⁰⁾。和田万吉は明治 29 年に東京帝国大学助教授兼司書官となり、翌年の明治 30 年に図書館長に就任し、明治 43 年に欧米に留学して帰国後、日本文庫協会（日本図書館協会の前身）と文部省図書館員教習所の創設にも関わった。7 年には教授に昇進して、国文学の分野でも研究実績を残した。大小 12 年の関東大震災で東京帝国大学の図書館が焼失して、その責任を取って辞任した⁽³¹⁾。

太平洋戦争後の新教育制度の下で図書館の利用が重視されて、昭和 25 年に図書館法、昭和 28 年に学校図書館法が制定されて、公共図書館・学校図書館の専門職員の養成が始まった。國學院大學では昭和 27 年 4 月から図書館学（4 単位）を文学部に開講して、藤井貞文教授が担当した。三多摩地域での司書教諭養成講習会の後は、学内において卒業生に対する司書教諭資格取得の講座の準備を整えて、昭和 30 年 9 月から開講した。当初の担当は藤井貞文教授（学校図書館通論・図書の選択・児童生徒の読書活動）、後藤豊治教授（図書以外の資料の利用指導）、横山孝次郎講師（学校図書館の管理と運用・図書の整理）、佐野大和講師（図書の整理）、深川恒喜講師（学校図書館の利用指導）であった。深川恒喜は「学校図書館の手引」にかかわった。昭和 34 年度からは「公共図書館司書資格講座科目の充実を図るため」、放送学、新聞学、社会学、レファレンスワーク・対外活動、図書館実務、図書館史の科目を開設した⁽³²⁾。

おわりに

こうして日本の司書教諭養成が進んだが、制定当時の学校図書館法附則 2 項の「学校には当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。」とあったために、学級担任・授業担任との兼務の司書教諭ですら配置されない学校が多かった。

しかしながら、一部の地域で専任司書教諭が配置された。昭和 32 年、愛

知県立高等学校で定員外の専任司書教諭の6人配置が実現した。さらに昭和34年には9人の追加配置を勝ち取った。続いて、高知県でも昭和34年に小学校3校、中学校4校、高等学校2校の計9校に専任司書教諭の配置を達成した。昭和35年には徳島県で小学校1校、中学校1校に専任司書教諭の配置を実現した⁽³³⁾。愛知県県立高等学校での配置政策は昭和41(1961)年に終了し、高知県については1970年代までは雇用が存続していた⁽³⁴⁾。徳島県の事例のその後については不明である。

昭和35年を初年度として三ヵ年計画で、東京都立高等学校において学校図書館に勤務する学校司書のうち司書教諭の有資格者(教員免許を有し司書教諭講習を修了した者24人)を対象に適性検査を実施して、第2年度・第3年度は一般公募で配置を進めた⁽³⁵⁾。しかし、昭和38年に新採用は廃止されたが、すでに雇用された者は存続された。この時の採用者が國學院大學と立川市共催の司書教諭講習の修了者であったかは不明である。

その後、平成9年の学校図書館法改正で、平成15年4月1日から12学級以上の学校に司書教諭(学級担任・授業担任と兼務)が配置されることになった。昭和30年代に採用された専任司書教諭が定年退職を迎える時期に当たり、兼任司書教諭と入れ替わることとなった。

参考文献

- (1) 中村百合子『『学校図書館の手引』にみる戦後初期の学校図書館論の形成』『日本図書館情報学会誌』vol.51, no.3, 2005.9. p.120
- (2) 全国学校図書館協議会編『学校図書館年鑑』昭和31年版(1956年)大日本図書1956 p.3-4
- (3) 前掲 p.4
- (4) 前掲 p.5-6
- (5) 前掲 p.6
- (6) 前掲 p.9
- (7) 前掲 p.10-11
- (8) 根本彰監修;中村百合子, 松本直樹, 三浦太郎, 吉田右子編著『図書館情報学教育の戦後史:資料が語る専門職養成制度の展開』ミネルヴァ書房 2015 p.163

- (9) 前掲 p.165
- (10) 前掲『学校図書館年鑑』 p.247
- (11) 前掲『学校図書館年鑑』 p.250
- (12) 前掲『学校図書館年鑑』 p.385
- (13) 『学校図書館速報版』 10-12号, 19号, 1954-1955
- (14) 東京都教育委員会編『東京都の教育 昭和27年年報』 1953 p.153-158
- (15) 國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史下巻』 1994 p.1197
- (16) 事務局研究部『『学校図書館法』補説』『学校図書館』全国学校図書館協議会 通巻34号9月号 1953.9 p.21
- (17) 横道清孝「日本における市町村合併の進展」(自治体国際化協会, 政策研究大学院大学比較地方研究センター) http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/03/file/up-to-date-1_jp.pdf (参照日: 2022.1.20)
- (18) 『國學院大學百年小史』 1982 p.195
- (19) 前掲『学校図書館年鑑』 p.249
- (20) 前掲『学校図書館年鑑』 p.188
- (21) 前掲『学校図書館年鑑』 p.197
- (22) 前掲『学校図書館年鑑』 p.250
- (23) 前掲『図書館情報学教育の戦後史』 p.167
- (24) 前掲『学校図書館年鑑』 p.412
- (25) 東京都教育委員会編『東京都の教育 昭和30年版』 1955 p.77
- (26) 前掲 p.79-80
- (27) 『國學院大學百年史 上巻』 p.565-566
- (28) 前掲 p.580
- (29) 植松安『教育と図書館』 慧文社 2017 (日本近代図書館学叢書; 4) の著者紹介を参考にした。
- (30) 前掲『國學院大學百年史 上巻』 p.771
- (31) 和田万吉『図書館管理法大綱』 慧文社 2017 (日本近代図書館学叢書; 3) の著者紹介を参考にした。
- (32) 『國學院大學百二十年小史』 2002 p.304
- (33) 『学校図書館五〇年史』 全国学校図書館協議会 2004 p.48-49
- (34) 安藤友張「1950-60年代の日本における専任司書教諭の配置政策」『日本図書館情報学会誌』 vol.55 no.3 p.184
- (35) 前掲『学校図書館五〇年史』 p.49

参加者名簿』が発見された。参加者名簿の発見にあたっては、研究開発推進機構事務課主幹の中條豊氏、校史・学術資産研究センター助教の比企貴之氏に大変お世話になった。また論稿の作成の機会を与您にいただき、ここで深く感謝申し上げます。(筆者は司書教諭養成講習会が開催された立川市で育った。参加者名簿のなかに通学した小学校の教員を見出し、あらためて本学との縁を思った。論稿作成のあいだ、少年時代に利用した学校図書館を思い浮かべ、懐かしい思いを抱いた。)

正誤表

該当箇所	誤	正
309 頁 (20) 10 行目	司書経教諭	司書教諭
301 頁 (28) 6 行目	大小	大正